

紹介手数料の返還について

社員採用決定者が入社後、明らかに対象者本人の責により解雇された場合、又は自己都合により入社後 6 ヶ月未満で退職した場合、乙は甲より受領した紹介手数料のうち下記の金額をその退職日の翌月末までに甲に返還を行う。

社員の採用者が 1 ヶ月未満で退職した場合、当該手数料の 80%及び、これに係る消費税相当額

社員の採用者が 1 ヶ月以上、3 ヶ月未満の在籍で退職した場合、当該手数料の 40%及び、これに係る消費税相当額

社員の採用者が 3 ヶ月以上、6 ヶ月未満の在籍で退職した場合、当該手数料の 10%及び、これに係る消費税相当額

アルバイトの採用者が 1 ヶ月未満で退職した場合、当該手数料の 80%及び、これに係る消費税相当額